

(仮称) 小田野沢Ⅲ風力発電事業環境影響評価方法書に対する勧告について

令和7年12月5日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 小田野沢Ⅲ風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し、環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

1. 計画概要

住 所： 青森県東通村及びむつ市
原動力の種類： 風力（陸上）
出 力： 最大162,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

＜計画段階配慮書＞

計画段階環境配慮書受理	令和6年10月10日
環境大臣意見受理	令和6年12月20日
経済産業大臣意見発出	令和6年12月24日

＜環境影響評価方法書＞

環境影響評価方法書受理	令和7年5月13日
住民意見の概要等受理	令和7年7月25日
青森県知事意見受理	令和7年10月24日
経済産業大臣勧告発出	令和7年12月5日

問合せ先： 電力安全課 小西、中村
電話03-3501-1742（直通）

株式会社ユーラスエナジーホールディングス（仮称）小田野沢Ⅲ風力発電事業
環境影響評価方法書に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 水質の調査にあたっては、土砂の流出や濁水等による影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向等を踏まえ、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺では、ヒナコウモリ、モリアブラコウモリ等の多くのコウモリ類の生息が確認されていることから、専門家等からの助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 鳥類の調査について、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査時期及び期間を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域には、植生自然度が高い「ヨシクラス」、「ヒノキアスナロ群落」等が存在しており、重要な植物群落の生育環境への影響を回避し、又は低減するため、現地調査により、現状の植生について十分な調査を行い、その分布状況を把握した上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、学術的に重要な水生植物が分布している可能性がある植生自然度が高い地域においては、適切な調査範囲を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 対象事業実施区域及びその周辺に、崩壊土砂流出危険地区が存在することから、事業実施に伴う土地の改変等により、土砂の崩壊又は流出などが懸念される。このため、土砂災害を誘発するおそれのある箇所の改変を可能な限り回避すること。